**平成２５年（再イ）第１３号**
岩手県一関市大東町大原字矢ノ目９番地２
再生債務者　伊東　勝己
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月11日　盛岡地方裁判所一関支部

**平成２５年（再イ）第１５号**
滋賀県蒲生郡日野町大字内池933番地１　アルモニーメゾン101号
再生債務者　住谷　順司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月11日　大津地方裁判所彦根支部

## 小規模個人再生による再生計画取消

**平成２４年（再イ）第２８号**
宮崎県西都市大字南方1410番地
再生債務者　新名　雄次
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成25年２月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成26年３月11日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

## 小規模個人再生による再生手続廃止

**平成２５年（再イ）第６５９号**
東京都町田市大蔵町2751―35
再生債務者　中村　寿彦
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年３月７日
東京地方裁判所民事第20部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２５年（再ロ）第１００９７号**
東京都大田区仲六郷３―12―７―215
再生債務者　日吉山桂子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月７日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月21日から平成26年５月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（再ロ）第１号**
静岡県富士市三ツ沢468番地の３
再生債務者　大川内郁男
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月７日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月14日から平成26年４月24日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

**平成２５年（再ロ）第５号**
北九州市八幡西区東王子町７番13―201号
再生債務者　吉川　哲朗
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月８日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月15日から平成26年４月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２５年（再ロ）第１００６６号**
茨城県水戸市赤塚１丁目390番地の９
再生債務者　木ノ内桂一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月１日まで
平成26年３月11日　水戸地方裁判所

**平成２５年（再ロ）第１号**
三重県津市久居小野辺町2022番地３
再生債務者　山口　和也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月１日まで
平成26年３月11日　津地方裁判所再生係

**平成２５年（再ロ）第５２号**
大阪府枚方市出口１丁目２番16―1413号
再生債務者　小林　繁樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月７日まで
平成26年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（再ロ）第１１号**
京都市山科区小野鐘付田町15番地６
再生債務者　ＳＡＬＩＭＩＥＳＭＡＩＬ（サリミ　エスマイル）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月11日まで
平成26年３月11日
京都地方裁判所第５民事部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２５年（再ロ）第１００８４号**
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町5102―２―201、住民票上の住所宮城県仙台市宮城野区東仙台５―36―３
再生債務者　山本　匡紘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月10日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（再ロ）第２号**
栃木県大田原市富士見２丁目1606番地123　パルテノン富士見Ａ102
再生債務者　平山　茂樹（旧姓細川）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月11日
宇都宮地方裁判所大田原支部

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳～80歳位の男性、身長不詳（左右の大腿部から下が焼失のため）、着衣なし、所持金品なし
上記の者は、平成26年２月26日午前11時50分頃、茨城県取手市東三丁目11番南方約230メートル先利根川河川敷において、焼死体で発見されました。
遺体は、身元不明のため火葬に付し遺骨を保管しています。お心当たりの方は当市福祉事務所社会福祉課まで申し出てください。
平成26年３月19日
茨城県　取手市長　藤井　信吾

# 会社その他の公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月二十三日
掲載頁　四十一頁（号外第一五九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年二月二十一日
掲載頁　七十九頁（号外第三十五号）
平成二十六年三月十九日
東京都千代田区岩本町二丁目一七番二号
（甲）東海産業株式会社
代表取締役　本島　喜夫
東京都大田区中央八丁目四六番一一号
（乙）株式会社明和産業
代表取締役　本島　喜夫